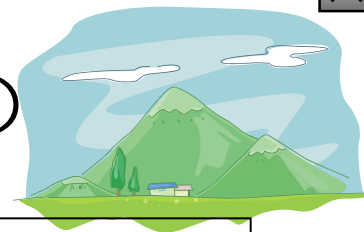




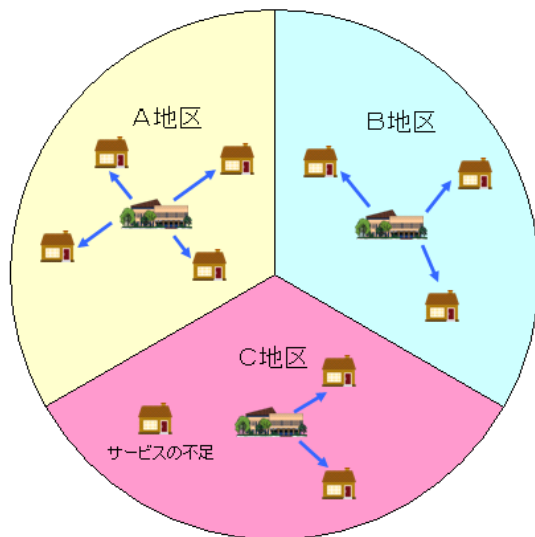
中山間地域介護サービス確保対策事業（京丹波町）



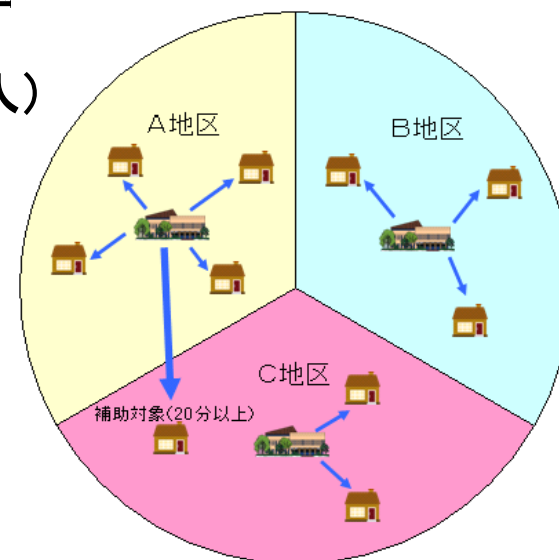
- 訪問介護系サービスが不足している地域、訪問看護・訪問リハビリテーションの医療系サービスが不足している地域など、町内で訪問系サービスに格差、偏在が生じている。
- ⇒遠隔地に介護サービスを提供する事業者に対して、移動時間に応じて経費の一部を補助する支援制度を創設
- ⇒新たな介護力育成(2級ヘルパー養成講座実施) 18名が資格取得
- ⇒町内事業所による就労説明会を開催 6名が就労継続、7名が新規就労。

支援制度事業イメージ図

(現行)



(制度導入)





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	京丹波町
②人口（※1）	16,106人 （ ）
③高齢化率（※1） <small>（65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）</small>	65歳以上 35.43% 75歳以上 20.37% （ ）
① 取組の概要	○中山間地域の介護サービス格差是正を目的とする。 ○遠隔地への介護サービスを提供する町内事業所に対して、移動時間に応じた経費の一部を補助する支援制度。 ○町内全域に安定的かつ継続的な介護サービスが提供できる仕組みづくりを構築する。
⑤取組の特徴	○事業所の所在地から町内の利用者宅までの訪問に片道20分以上の時間を要する場合、平成24年度はサービス提供内容に応じて、15%の上乗せ加算を行った。（サービス提供単位数*10円*15%） ○平成25年度は、訪問1回につき一律600円を上乗せ補助とする。 ○新たな介護力育成（2級ヘルパー養成講座実施）
⑥開始年度	平成24年度
⑦取組のこれまでの経緯	○介護が必要な人が介護サービス受けられない状況（ヘルパー不足・ケアマネ難民）や、早い段階での在宅介護困難者は施設へ入院・入所されるなど、介護・医療・福祉人材の確保が難しい状況である。在宅サービスの確保が急務であるため、事業者が遠隔地の利用者の多様なニーズに応じた介護サービス等を安定的かつ継続に提供できる仕組みづくりを構築する必要があった。
⑧主な利用者と人数	○補助対象人数は9人（平成24年度実績）内2人新規。 ○2級ヘルパー養成講座は18名受講。6名就労継続、7名新規就労。
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	○町内のサービス提供事業所 ○町及び福祉事業関係団体
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	京都府地域包括ケア総合交付金 2,489,590円（1/2）
⑫取組の課題	○サービス提供事業所のサービス提供力の限界もあるため、ヘルパーなど介護サービスに従事する人材の育成・確保が必要であり、地域でのサービスの偏在を解消する。また、医療・介護・福祉サービス基盤の整備の継続かつ積極的な整備が必要である。
⑬今後の取組予定	○高齢者が、要介護状態となっても、住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスの基盤整備が必要である。町内でのサービス提供状況の地域間格差の是正に今後も取組む。
⑭その他	○オール京丹波の意識付けのきっかけとなった。 ○旧町域を超えてのサービス提供に対し抵抗が少なくなった。
⑮担当部署及び連絡先	京丹波町保健福祉課

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





京丹波町告示第62号

京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、高齢者に対し介護サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に、予算の範囲内において京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、京丹波町補助金等交付規則（平成17年京丹波町規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第4項に規定する訪問看護及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- (3) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象事業者は、町内に事業所を有する事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象事業は、事業所の所在地から町内に居住する法における要介護者及び要支援者（以下「利用者」という。）の居宅までの訪問に片道20分以上の時間を要する利用者に対して、事業者が提供した介護サービスとする。

2 訪問に要する時間は、最も経済的な通常の経路及び方法により訪問したと町長が認めたものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までとする。

(補助対象基準額等)

第6条 補助の対象基準額、補助率及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。





(補助金交付申請)

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添え町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助の内容等を変更、中止又は廃止する場合は、事前に京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額については、この限りでない。

(実施状況の報告)

第10条 事業者は、京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業実施状況報告書(様式第4号)により、10月分から12月分及び1月分から3月分までのサービスに係る事業の実施状況をそれぞれ翌月の10日までに町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了した場合は、京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業実績報告書(様式第5号)を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、事業者が偽りの申請その他不正な手段により前条の規定による補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(証拠書類の管理)

第14条 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。





(調査)

第15条 町長は、補助事業の効果検証のため事業者に対し必要な調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第8条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。





別表（第6条関係）

基準額	補助率	補助金の額
法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数（加算又は減算されたものを除く。）の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額とする。	10分の10	基準額に補助率を乗じて得た額とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。





京丹波町告示 25号

京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱
の一部を改正する要綱

京丹波町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱（平成
24年告示第62号）の一部を次のように改正する。

第5条及び附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月
31日」に改める。

附 則

この告示は、平成25年3月31日から施行する。

